

旧上瀬谷通信施設地区と東名高速道路を 直結する新たなインターチェンジ整備事業

計画段階配慮書に関する補足資料

1. 広域防災拠点の検討状況について 1
2. 検討案の検討時点での影響比較について 2
3. 土壌汚染について 6
4. 土地区画整理事業の農業振興地区について 7

令和6年9月

横浜市

2. 検討案の検討時点での影響比較について

【ご意見】

- ・計画段階配慮書で複数案を出すのであれば、環境保全の面から見た比較検討ができる材料を出すべきではないか。
- ・特に影響が高いと考えられる、建設発生土のおよその排出量を案①、案②、案③についてそれぞれ示してほしい。
- ・複数案検討するのであれば、廃棄物、動植物や生活環境への影響を、それぞれの案でできるだけ定量的に評価し、その結果を示してほしい。

【回答】

計画段階配慮書の第3章、表3-2について、比較できるものとして補足資料を作成しました。建設発生土も含め、現時点での定性的な比較としております。

◎・○・△の意味については以下の通りです。なお、比較の対象とならない配慮事項(2)、(3)、(4)については「―」としました。

<表中の比較の凡例>

項目（視点）	大	中	小	配慮事項
環境へ与える影響	△	○	◎	(1)、(5)、(9)、(12)、(14)、(15)
配慮事項の効果	◎	○	△	(6)、(7)、(8)、(10)、(11)、(13)

表 2-1 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容の補足資料

配慮事項	【案①】	【案②】	【案③】
	高架+掘割	高架+平面	トンネル
基本的な配慮事項 (1) ルート・構造等の選定に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。また、脱炭素化の実現に向けて、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出抑制を事業のあらゆる場面で実施するように計画段階から検討する。	生物の生育環境保全、農地・動植物の営巣・生育地等の分断		
	△ (地表面の連続性を平面構造より確保しにくい)	○ (道路構造が平面的に分断するが生物の行き来は可能)	◎ (道路構造は地下のため影響は比較的小さい)

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取り扱いにご注意願います。

配慮事項		【案①】	【案②】	【案③】
		高架+掘削	高架+平面	トンネル
基本的な配慮事項	(2) ルート及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源や騒音・振動等の現況把握を行う。	環境資源や騒音・振動等の現況把握		
		—	—	—
	(3) 工事計画の策定に当たっては、計画段階から安全な工法や工程等を検討し、市民への情報提供に努める。	工事計画の市民への情報提供		
		—	—	—
本事業に係る配慮事項	(4) 環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。	法令や条例、指針等を遵守		
		—	—	—
	(5) 生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、雨水の浸透・貯留、ヒートアイランド現象の緩和、防災・減災、さらには人々が交流し活動する場など、多様な機能を持つグリーンインフラの保全、活用を図るとともに、雨水の有効利用などによる健全な水循環の創出に努める。	生物の生息場の提供、雨水浸透、グリーンインフラ保全		
	△ (生物の生息場やグリーンインフラの保全は案②より影響が大きい)	○ (生物の生息場、グリーンインフラの保全は案①より影響が小さい)	◎ (生物の生息環境・雨水浸透、グリーンインフラの保全の影響が最も小さい)	
本事業に係る配慮事項	(6) 緩衝帯、法面、区域内の未利用地は緑化を図るとともに、生物の生息生育環境の確保に努める。緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用など、生物多様性の保全と創造に努める。	法面、区域内の未利用地の緑化、生物の生息環境確保		
		○	○	◎ (地上部の影響が小さい)
	(7) 高性能な省エネルギー型機器の導入などによりエネルギー使用の合理化を図るとともに、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーの積極的な活用に努める。	エネルギー使用の合理化、再生可能エネルギー活用		
	○	○	○	

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取り扱いにご注意願います。

配慮事項	【案①】	【案②】	【案③】	
	高架+掘割	高架+平面	トンネル	
本事業に係る配慮事項	(8) 使用する電気は低炭素電気を選択するよう努めるとともに、建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図る。	低炭素電気の使用、グリーン購入		
		○	○	○
	(9) 建設、運用、更新、解体処分など、ライフサイクルを通して、また工作物の長寿命化により、排出される温室効果ガスの抑制に努める。	工作物の長寿命化、温室効果ガス排出抑制		
		○	○	△ (工事中・供用後の使用電力が多い)
	(10) 微気候に配慮し、緑化や透水性舗装、遮熱性舗装などの採用により、ヒートアイランド現象の抑制に努める。	ヒートアイランド現象の抑制		
		○	○	◎ (トンネル構造のためヒートアイランド現象は起こりにくい)
(11) ルート・構造等の選定に当たっては、地域の住民に親しまれた施設の移転、文化財の消滅・移転及び地域の分断を避けるよう努める。	地域住民に親しまれた施設の移転、地域の分断抑制			
	○	○	◎ (トンネル構造のため地域を分断しない)	
(12) 道路の構造・色彩等については、街の個性や街並みの特徴を把握するとともに、郊外部においては、まとまった樹林地や農地等の水と緑の景観資源を活用した景観形成を目指し、周辺建物や後背地との調和を図る。	周辺建物や後背地との調和			
	○ (掘割部は地表より低くなるため影響は小さい)	△ (高架区間が長くなるため、案①と比較して影響は大きい)	◎ (地上部への影響は最も小さい)	
(13) 沿道の土地利用状況等に応じて、環境施設帯（植樹帯、歩道、自転車道等）を設置するよう努める。	環境施設帯（植樹帯、歩道）の設置			
	○	○	○	

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取り扱いにご注意願います。

配慮事項		【案①】	【案②】	【案③】
		高架+掘割	高架+平面	トンネル
本事業に係る配慮事項	(14) 騒音・振動・大気等の環境影響を低減するために、最新技術を用いた保全対策の実施に努める。	騒音・振動・大気等の環境影響を低減		
		○	○	◎ (地下のため騒音への影響は小さい)
	(15) 廃棄物等の発生抑制、再利用及び再生利用を図る。	廃棄物（発生土）の発生抑制・再生利用		
		○ (案②と比較して発生土量は多い)	◎ (発生土量は比較的少ない)	△ (発生土量が最も多い)

なお、計画段階配慮書P.1-7 表1-3 注2に記載のとおり、案①の掘割構造部は農業振興地区の分断回避及び更なる周辺環境への配慮のため、一部、ボックスカルバートによるトンネル構造での整備も検討していきます。

今後、周辺環境への影響に加えて、施工性、経済性、安全性や工程などを総合的に判断し、環境影響評価方法書までに構造形式を決定していきます。

3. 土壌汚染について

【ご意見】

- ① 形質変更時要届出区域 指-197の詳細の位置を示してほしい。
- ② 計画段階配慮書P.2-120 表2-49の数値と本文記載の数量との関係がわからない。
- ③ 令和2年に汚染土壌を除去したところは、指定の197に該当するののか。

【回答】

- ① 指-197の指定箇所については、最新の公表データは計画段階配慮書P.2-121 図2-40に記載の通りです。詳細な指定位置は、図1の着色点の位置になります。
- ② 計画段階配慮書P.2-120 表2-49に記載の数値は「国有地」の調査結果であり、対応する文章は計画段階配慮書P.2-119に記載しております。
 なお、計画段階配慮書P.2-120に記載の文章は「民有地・公有地」の調査結果であり、計画段階配慮書P.2-120 表2-49中の数字と対応するものではありません。なお、土地区画整理事業区域内の土地の所有状況は、図2の通りです。
- ③ 令和2年度末で除去が実施された2区画については、指-197の指定箇所ではありませんでした。形質変更時要届出区域の指定状況と、土地区画整理事業による除去工事の進捗状況等については、環境影響評価方法書以降の段階において改めて整理させていただきます。

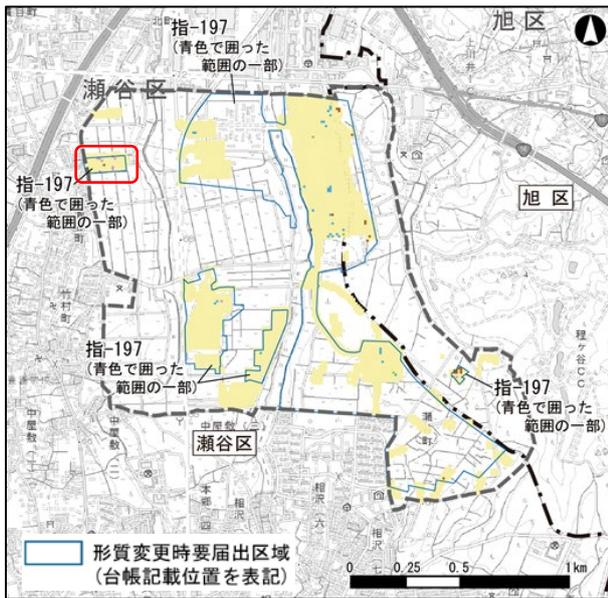


図1 形質変更時要届出区域

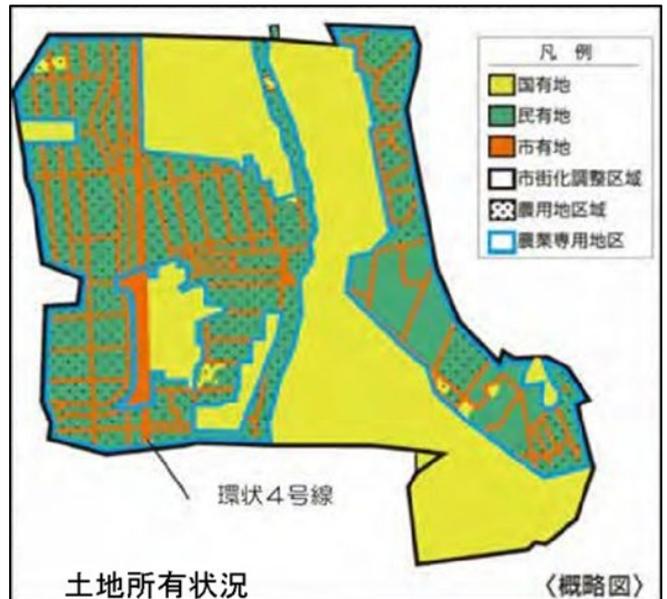


図2 土地所有状況

【8/7_審査会説明の訂正】

- (誤) 「計画区域の西側付近では、ふっ素、ひ素が確認されている」
 (正) 「計画区域の西側付近では、ふっ素、鉛が確認されている」



図3 (図1中の赤枠部を拡大)

- ひ素 (溶出量) 基準点超過地点
- ふっ素 (溶出量) 基準点超過地点
- 鉛 (溶出量) 基準点超過地点
- 鉛 (含有量) 基準点超過地点
- 鉛 (溶出量及び含有量) 基準点超過地点

4. 土地区画整理事業の農業振興地区について

【ご意見】

農業振興地区は農地やそれと一体的に緑地を保全する地区として定めたばかりである。一部を道路として利用され緑地面積が減少する。今後、宅地等の他の用地になりさらに緑地が減少することを懸念している。今後、農地はどのように担保していくのか。

【回答】

土地区画整理事業における農業振興地区は、市街化調整区域のままとし、都市的土地利用を引き続き制限していきます。あわせて、地区内の農地については「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農用地区域の指定を行い、農地としての土地利用を担保していく予定と聞いています。